

○匝瑛市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、匝瑛市内の空き店舗の利活用の促進を通じて、商業の振興及び活性化を図り、もって地域経済の発展に資するため、空き店舗を活用して事業活動を行う者に対して、予算の範囲内において空き店舗活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、匝瑛市補助金等交付規則（平成18年匝瑛市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「空き店舗」とは、過去に営業していた実績があり、3月以上営業が行われていない匝瑛市の区域内に所在する店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類において建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場及び娯楽に附帯するサービス業を除く。）、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業若しくはサービス業（他に分類されないもの）に分類される産業に属する事業又はこれらに類する事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる営業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗を賃借して補助対象事業を行おうとする個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 3年以上継続して補助対象事業を行うことが見込まれ、かつ、原則として週40時間以上補助対象事業を行うこと。
- (2) 補助対象事業に関し許可又は認可等が必要な場合は、許可を受けている又は、許可を受ける見込みがあること。
- (3) 匠瑳市の区域内で他の店舗において補助対象事業を行っている場合であって、補助対象事業を行った後においても当該店舗を利活用していること。
- (4) 匠瑳市商工会及び空き店舗が所在する商店街に加入していること。
- (5) 空き店舗の所有者又は管理者と同一世帯員又は生計を一にする者でないこと。
- (6) 空き店舗の所有者と同一の法人又は団体に属する者でないこと。
- (7) 空き店舗の賃借料が、類似の建物と比較して同程度以下であること。
- (8) 匠瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に係る者でないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げる費用とし、補助率、補助限度額及び補助要件は別表のとおりとする。ただし、国県等からの補助金を受けている場合は、補助対象経費から国県等の補助を減じた額を対象とする。

- (1) 店舗改装費
- (2) 店舗賃借料（来客用駐車場を含む）

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申

請者」という。)は、空き店舗活用支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 店舗改装の場合は、見積書等経費の内訳が分かる書類の写し並びに改装前の店舗外観及び内観の写真
 - (3) 賃貸借契約書の写し
 - (4) 店舗の位置図及び平面図
 - (5) 個人の場合は、住民票、運転免許証等住所を確認できるものの写し
 - (6) 法人の場合は、定款又はこれに準ずるもの
 - (7) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を空き店舗活用支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、空き店舗活用支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を空き店舗活用支援事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定により、

事業の完了の日から1月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、空き店舗活用支援事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、空き店舗活用支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、空き店舗活用支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する補助金の交付要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助要件
(1)店舗改装費（備品の設置に係る経費を含む。）	補助対象経費の1/2以内	80万円以内	匝瑳市の区域内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。ただし、特殊な内外装の施行や専門的な設備機器の導入に

			係る場合は、この限りではない。
(2)店舗（来客用駐車場を含む）賃借料（敷金、礼金、仲介手数料等の賃借契約に関する諸費用を除く。）	補助対象経費の1/2以内	月額5万円以内	通算24箇月を限度とする。

備考

- 1 補助金は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗に係る賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。

第1号様式（第6条関係）

空き店舗活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

年度において空き店舗活用支援事業を実施したいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

店 舗 名	
所 在 地	
業 種	
事業開始予定日	年 月 日
店舗改装 工 事	経 費 総 額 円
	交 付 申 請 額 円
	着手予定年月日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
店舗賃借料	経 費 総 額 円（月額）
	交 付 申 請 額 円（月額）
	申 請 期 間 年 月分から 年 月分

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 店舗改装の場合は、見積書等経費の内訳が分かる書類の写し並びに改装前の店舗外観及び内観の写真
- 3 賃貸借契約書の写し
- 4 店舗の位置図及び平面図
- 5 個人の場合は、住民票、運転免許証等住所を確認できるものの写し
- 6 法人の場合は、定款又はこれに準ずるもの
- 7 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

事業者	氏 名	
	電 話	
店 舗	名 称	
	所 在 地	
	電 話	
	定 休 日	
	営 業 時 間	
所属（予定）商店街名		
事業の内容 (取扱商品・サービス内容等)		
店舗改装等の内容		
事業開始までの日程		
資本金又は 出資金の額		千円
構 成 員 数		人

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



空き店舗活用支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった空き店舗活用支援事業補助金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
 - （1） 補助事業の内容又は経費の配分を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - （3） 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 3 却下理由

第4号様式（第8条関係）

空き店舗活用支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった空き店舗活用支援事業を、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、匝瑳市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 事業変更（中止、廃止）の内容

2 事業変更（中止、廃止）の理由

3 事業変更（中止、廃止）の時期

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



空き店舗活用支援事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった空き店舗活用支援事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定（却下）をしたので、匝瑳市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。

（1）決定の内容

（2）補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 承認しません。

理由

第6号様式（第9条関係）

空き店舗活用支援事業実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 所在地

団体名

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった空き店舗活用支援事業について事業が完了したので、匝瑳市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

店 舗 名		
所 在 地		
業 種		
事業開始予定日	年 月 日	
店舗改装 工 事	交付決定額	円
	実績額	円
	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
店舗賃借料	交付決定額	円（月額）
	実績額	円（月額）
	申請期間	年 月分から 年 月分

添付書類

- 1 領収書又は支払を証明する書類の写し
- 2 改装工事後の現況写真（店内改装費の場合）
- 3 その他（ ）

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



空き店舗活用支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった空き店舗活用支援事業補助金
については、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり交付
額を確定します。

記

交付確定額 金 円

第8号様式（第11条関係）

空き店舗活用支援事業補助金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 所在地

団体名

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった空き店舗活用支援事業補助金を、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		本支店名	
口座番号			
口座の種類	普通 ・ 当座		
フリガナ 口座名義人			

- 第 1 号様式 (第 6 条関係)
- 第 2 号様式 (第 6 条関係)
- 第 3 号様式 (第 7 条関係)
- 第 4 号様式 (第 8 条関係)
- 第 5 号様式 (第 8 条関係)
- 第 6 号様式 (第 9 条関係)
- 第 7 号様式 (第 1 0 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 1 条関係)